

## 第88回所得税法能力検定試験問題

## 所得税法2級

第1問次の文章の空欄に下記語群のうちから適切なものを選び、その記号を解答欄に記入しなさい。(20点)

1. 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢a. 19歳以上b. 23歳未満の者をいう。
2. 給与所得等とは、自己のc. 勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、d. 退職所得又は雑所得をいう。
3. 山林所得とは、山林の伐採又はe. 譲渡による所得をいう。  
ただし、山林をその取得の日以後f. 5年以内に伐採し又はe. 譲渡することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。
4. 新たにg. 事業所得を生ずべき事業を開始した居住者は、その事業を開始した日の属する年分の確定申告期限までに、棚卸資産につき、選定した評価の方法を書面により納税地のh. 所轄税務署長に届け出なければならない。
5. 事業専従者とは、居住者(青色申告者を除く。)とi. 生計を一にする配偶者その他の親族(年齢15歳未満である者を除く。)で専らその居住者の営むj. 事業に従事するものをいう。

## 第89回所得税法能力検定試験問題

## 所得税法2級

第1問次の文章の空欄に下記語群のうちから適切なものを選び、その記号を解答欄に記入しなさい。(20点)

1. 棚卸資産とは、事業所得を生ずべきa. 事業に係るb. 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)で棚卸しをすべきものとして特定のものをいう。
2. 信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しないc. 多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをd. 合同運用信託という。
3. 居住者とは、e. 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いてf. 1年以上居所を有する個人をいう。
4. 新たに不動産所得、事業所得、g. 山林所得又は雑所得を生ずべき業務を開始した居住者は、その業務を開始した日の属する年分の確定申告期限までに、減価償却資産につき選定した償却の方法を書面によりh. 納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。
5. 人格のない社団等とは、i. 法人でない社団又は財団でj. 代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

## 第90回所得税法能力検定試験問題

## 所得税法2級

第1問次の文章の空欄に下記語群のうちから適切なものを選び、その記号を解答欄に記入しなさい。(20点)

1. 寡夫とは、妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が基礎控除額以下のa. 生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額がb. 5,000,000円以下であるものをいう。
2. 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又はc. 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち損益通算してもなお控除しきれない部分の金額をd. 純損失の金額という。
3. 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額(その合計額がその者のその年分の課税標準額の合計額のe. 100分の40相当額を超える場合には、そのe. 100分の40相当額)がf. 2,000円を超えるときは、その超える金額を、その居住者のその年分の課税標準額から控除する。
4. 青色申告の承認を受けている居住者は、その業務につき所定の帳簿書類を備え付けてこれにg. 不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額に係る取引をh. 記録し、かつ、その帳簿書類を保存しなければならない。
5. 退職所得とは、退職手当、i. 一時恩給その他の退職によりj. 一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(「退職手当等」という。)に係る所得をいう。

## 第91回所得税法能力:検定試験問題

## 所得税法2級

第1問次の文章の空欄に下記語群のうちから適切なものを選び、その記号を解答欄に記入しなさい。(20点)

1. 非永住者とは、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去a. 10年以内においてb. 国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。
2. 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、c. 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡のd. 対価としての性質を有しないものをいう。
3. 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者とe. 生計を一にする配偶者その他の親族(年齢15歳未満である者を除く。)で、その居住者の営むf. 事業に専ら従事するものを青色事業専従者という。
4. 居住者は、予定納税基準額がg. 15万円以上である場合には、第1期及び第2期において、それぞれその予定納税基準額のh. 3分の1に相当する所得税を国に納付しなければならない。
5. 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、i. 株式又は出資に対する投資として運用しないものをj. 公社債投資信託という。